

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
1	7	7 記載事項は、 <u>10ポイントから12ポイントまでの</u> 大きさの文字（備考12、15においてローマ字を用いるときは、大文字の大きさが縦 <u>0.28cm</u> 以上の文字）により、かつ、暗色の退色性のない色であつて備考4に定める要件を満たすもので記載する。	7 記載事項は、 <u>4号活字</u> の大きさの文字（備考12、15においてローマ字を用いるときは、大文字の大きさが縦 <u>0.21cm</u> 以上の文字）により、かつ、暗色の退色性のない色であつて備考4に定める要件を満たすもので記載する。
10の2	2	2 記載事項は、大文字の大きさが縦 <u>0.28cm</u> 以上の文字のタイプ印書又は印刷により、暗色の退色性のない色で、写真、静電的方法、写真オフセット及びマイクロフィルムによつて直接に任意の部数の複製をすることができるように記載する。	2 記載事項は、大文字の大きさが縦 <u>0.21cm</u> 以上の文字のタイプ印書又は印刷により、暗色の退色性のない色で、写真、静電的方法、写真オフセット及びマイクロフィルムによつて直接に任意の部数の複製をすることができるように記載する。
8	7	7 その他は、様式第1の備考1から7まで、20及び21並びに様式第7の備考2から4まで及び <u>18</u> と同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。	7 その他は、様式第1の備考1から7まで、20及び21並びに様式第7の備考2から4まで及び <u>17</u> と同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。
8の2	3	3 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21、様式第1の2の備考1及び2、様式第7の備考2から4まで及び <u>16</u> 並びに様式第8の備考1から3まで及び6と同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。	3 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21、様式第1の2の備考1及び2、様式第7の備考2から4まで及び <u>15</u> 並びに様式第8の備考1から3まで及び6と同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。
9	11	11 その他は、様式第1の備考1から4まで、6、7、20及び21、様式第7の備考2から4まで及び <u>18</u> 並びに様式第8の備考1から3までと同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要である	11 その他は、様式第1の備考1から4まで、6、7、20及び21、様式第7の備考2から4まで及び <u>17</u> 並びに様式第8の備考1から3までと同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要である

ときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。

902 様式第1の備考1から4まで、20及び21、様式第1の2の備考1及び2、様式第7の備考2から4まで及び18、様式第8の備考1から3まで並びに様式第9の備考1から10までと同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。

11 6 6 その他は、様式第1の備考1から4まで、6、7、20及び21、様式第7の備考2から4まで及び16並びに様式第8の備考2及び3と同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。

11の2 2 2 その他は、様式第1の備考1から4まで、20及び21、様式第1の2の備考1及び2、様式第7の備考2から4まで及び16、様式第8の備考2及び3並びに様式第11の備考1、2、4及び5と同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。

11の7 様式第11の7（第22条の2、第29条の2、第30条の2及び第47条関係）

意見書

特許庁長官 殿  
（特許庁審査官 殿）

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）  
氏名（名称） 印

ときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。

様式第1の備考1から4まで、20及び21、様式第1の2の備考1及び2、様式第7の備考2から4まで及び17、様式第8の備考1から3まで並びに様式第9の備考1から10までと同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。

6 6 その他は、様式第1の備考1から4まで、6、7、20及び21、様式第7の備考2から4まで及び15並びに様式第8の備考2及び3と同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。

2 2 その他は、様式第1の備考1から4まで、20及び21、様式第1の2の備考1及び2、様式第7の備考2から4まで及び15、様式第8の備考2及び3並びに様式第11の備考1、2、4及び5と同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。

あ て 名

国 籍

住 所

3 代理人

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

あ て 名

4 補完命令の日付

5 意見の内容

6 添付書類の目録

[備考]

- 1 第22条の2第1項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第22条の2第1項の規定による意見）」とし、第29条の2第2項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第29条の2第2項の規定による意見）」とし、第30条の2第1項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第30条の2第1項の規定による意見）」とし、第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「意見書（第47条第3項の規定による意見）」とする。
- 2 第30条の2第1項の規定による意見書を提出するときは「補完命令の日付」の欄を「補正命令の日付」とし、第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「通知の日付」とする。
- 3 様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の備考14と同様とする。

様式第11の8（第22条の2、第29条の2、第30条の2及び第47条関係）

COMMENT

To : Commissioner of the Patent Office

(To : Examiner of the Patent Office )

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : \_\_\_\_\_ Signature \_\_\_\_\_ (印)

Address :

Country of nationality :

11の  
8

Country of residence :

3 Agent

Name :

Signature (印)

Address :

4 Date of Invitation

5 Subject Matter of Comment

6 List of Attached Documents

〔備考〕

- 1 第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「Date of Invitation」の欄を「Date of Notification」とする。
- 2 様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第7の備考14と同様とする。

12

様式第12（第24条及び第29条の2関係）

手 続 補 完 書

特許庁長官 殿

- 1 国際出願の表示
- 2 出願人（代表者）  
氏名（名称） (印)  
あ て 名  
国 籍  
住 所
- 3 代理人  
氏 名 (印)  
あ て 名
- 4 補完命令の日付
- 5 補完の対象
- 6 補完の内容
- 7 添付書類の目録

1 1 法第4条第2項の規定による命令に基づき手続の補完をするときは表題を「

様式第12（第24条関係）

手 続 補 完 書

特許庁長官 殿

- 1 国際出願の表示
- 2 出願人（代表者）  
氏名（名称） (印)  
あ て 名  
国 籍  
住 所
- 3 代理人  
氏 名 (印)  
あ て 名
- 4 補完命令の日付
- 5 補完の対象
- 6 補完の内容
- 7 添付書類の目録

1 1 法第4条第2項の規定による命令に基づき手続の補完をするときは表題を「

手続補完書（法第4条第2項の規定による命令に基づく手続の補完）」とし、  
第29条の2第1項の規定による命令に基づき手続の補完をするときは表題を「  
手続補完書（第29条の2第1項の規定による命令に基づく手続の補完）」とし、  
法第17条の規定により手続の補完をするときは表題を「手続補完書（法第17  
条の規定による手続の補完）」とし、令第1条第1項の規定による命令に基づ  
き手続の補完をするときは「手続補完書（令第1条第1項の規定による命令に  
基づく手続の補完）」とする。

- 5 5 同時に2以上の手続補完書を提出するときは、その手続補完書に、「手続補  
完書(1)」、「手続補完書(2)」のように番号をつけて区別する。
- 6 6 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21  
、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の備考14と同様とする。

手続補完書（法第4条第2項の規定による命令に基づく手続の補完）」とし、  
法第17条の規定により手続の補完をするときは表題を「手続補完書（法第17条  
の規定による手続の補完）」とし、令第1条第1項の規定による命令に基づき  
手続の補完をするときは「手続補完書（令第1条第1項の規定による命令に基  
づく手続の補完）」とする。

- 5 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21  
、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の備考13と同様とする。

12の  
2

様式第12の2（第24条及び第29条の2関係）

CORRECTION

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature \_\_\_\_\_ (印)

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name : Signature \_\_\_\_\_ (印)

Address :

4 Date of Invitation

5 Item to be Corrected

6 Subject Matter of Correction

7 List of Attached Documents

- 3 3 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1

様式第12の2（第24条関係）

CORRECTION

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature \_\_\_\_\_ (印)

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name : Signature \_\_\_\_\_ (印)

Address :

4 Date of Invitation

5 Item to be Corrected

6 Subject Matter of Correction

7 List of Attached Documents

- 3 3 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1

		の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第7の <u>備考14</u> 並びに様式第12の備考3及び5と同様とする。	の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第7の <u>備考13</u> 並びに様式第12の備考3と同様とする。
13の3	2	2 様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の <u>備考14</u> と同様とする。	2 様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の <u>備考13</u> と同様とする。
13の4		様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第7の <u>備考14</u> 並びに様式第13の3の備考1と同様とする。	様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第7の <u>備考13</u> 並びに様式第13の3の備考1と同様とする。
15	8	8 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の <u>備考14</u> と同様とする。	8 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の <u>備考13</u> と同様とする。
15の2	6	6 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第7の <u>備考14</u> 、様式第12の2の備考1並びに様式第15の備考2と同様とする。	6 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第7の <u>備考13</u> 、様式第12の2の備考1並びに様式第15の備考2と同様とする。
16		様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の <u>備考14</u> と同様とする。	様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の <u>備考13</u> と同様とする。
16の2		様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第7の <u>備考14</u> と同様とする。	様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第7の <u>備考13</u> と同様とする。
18	3	3 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の <u>備考14</u> と同様とする。	3 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の <u>備考13</u> と同様とする。
18の2		様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第7の <u>備考14</u> 並びに様式第18の備考1及び2と同様とする。	様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第7の <u>備考13</u> 並びに様式第18の備考1及び2と同様とする。

20

削除

様式第20（第47条関係）

意見書

特許庁審査官 殿

- 1 国際出願の表示
- 2 出願人（代表者）
  - 氏名（名称）
  - あて名
  - 国籍
  - 住所

㊟

- 3 代理人
  - 氏名
  - あて名

㊟

- 4 通知の日付
- 5 意見の内容
- 6 添付書類の目録

〔備考〕

様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第7の備考13と同様とする。

20の  
2

削除

様式第20の2（第47条関係）

COMMENT

To : Examiner of the Patent Office

- 1 Identification of the International Application
- 2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature (㊟)

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

- 3 Agent

Name : Signature (㊟)



